

幼稚園保母の恩給について

野口援太郎

一

昨年四月の幼稚園令發布は、我々幼兒教育者に取りては誠に此の上もない福音でありました。これから後の保母は尋常本科正教員の資格を與へられ、判任官の待遇を受くるので、當然恩給を受くるの権利が發生するのであります。がそれ以前の勤務年數に對しては、恩給法第九十九條第二項下段の規定が存在する限り、何としても認められないことになるのであります。そこで我々は何とかして昨年四月までの勤務を有效ならしめたいと思つて居りました。丁度昨年六月十九日から三日間全國幼稚園大會を開いた際に、東京府保育會から、「保母の恩給年功加俸に關する件」と云ふ問題が提出せられましたのを機会に、この重要問題について研究協議を重ねました結果は、次ぎの如き決議が出來たのであります。

第一項、此の種の保母の恩給受得の權利を適當なる年數だけ以前に溯らしめ得る勅令を制定せられべきこと。若し前條の勅令制定が不可能な場合には、其の功勞の顯著なるものに限り、當該幼稚園設立者に於て該保母の受得すべき一時恩給の額に相當する勤勞給與を、當該設立者より支給すべきこと。

との訓令、若くは通牒を發すること。

第二項（年功加俸に關する事項なれば省略）

右二項の實現の方法は總て之を全國聯合保育會に委託すること。

全國聯合保育會は、右實現の一手段として、此の種の保姆の經歷、年齢、人員等を調査すること。（附
言人員は文部省で調査済みであります。別に調査する必要を認めませんので其の儘に致して置きました。）

各幼稚園は之に對して十分の援助を與ふること。

實はこの決議をなす前に、我々は屢々恩給局に行つて、恩給法第九十九條の撤廢を交渉したけれども、文部省との關係上、中々その廢棄が思ふ様に行かなかつたので、遂に決議第一項の如く幼稚園令の發布後の保姆にして、以前から永らく勤續せられて居る方々の爲には、丁度小學校教員の恩給令が始めて定められた時と同様に、以前に溯つてこれを通算すると云ふ勅令を出して貰ふことが、最も早道であらうと云ふことになつたのであります。それでこの第一項の決議が生れた譯であります。

然るにこの決議は幼稚園大會の終了後、文部大臣にも、普通學務局長にも、面接してこれを陳述し、その實現に盡力せられたきことを依頼して置いたのであります。

固よりこんなことが、そんなに早く實現する筈はないのであちますが、こちらとしては、なるべく早くこの決議の趣旨の實現を見たいと思ふ所から、爾來このことに關して五回ほど聯合保育會の委員達の集會を願ひました。その第一回は大正十五年の七月一日であります。この結果として、委員數名は文部省を訪問して實現方を懇請致しました。次ぎには同年十二月十五日で、此の會に於ては、或は決議通りの實現は困難かも知れないから、恩給法に最も委しい人を招いて、その意見を聽取し、然る後、最良の策を講じようと云ふことになりました。こえて昭和二年二月一日三たび會合しました。此の時には「小學校教員恩給法」の著者門田重雄氏に來會を求めて、色々と御意見を伺つた結果、どうしても九十九條の撤廢の外はないと云ふことが明かになりました。之れは保母の恩給受得の權利を以前に溯ると云ふことは、資格が異つて居るから、一換言すれば、幼稚園令發布以前の保母は判任待遇でないから、一小學校教員の恩給を定められた時のように、何等の條件なしに、以前に溯つて恩給を受ける權利を受得することとは、理論上、無理だと云ふことが明かになりました。それでどうしても九十九條の撤廢の運動をすると云ふことに決定しました。それにはこれまで度々文部省や恩給局に事情を述べて、同條の撤廢を願つたけれども、それが成功しない所から考へて、今度は議會運動によるの外はない。さうすれば代議士の力を借りなければならぬ。そこで二月十二日に聯合保育會の山樹代議士の出席を乞ひ、第四回目の委員會を開きました。山樹代議士は同夜出席せられて居た門田氏の意見を十分に聽取せられ、此の上は

衆議院から法律の改正案を提出しようと云ふことを發案せられました。これには皆大に喜んで同意致しました。それには各政黨から一二名宛の代議士の出席を請ひ、事情を述べて、各政黨一致して改正法律案を提出して貰ふことに決して、其の夜は散會致しました。

三

一方我々共は同じ改正法律案を提出するならば、教育職員として必要な條項を盡く提出しようと云ふので、左記の如き案を作成致しました。これは門田氏に立案して頂いたのです。

恩給法改正法案

恩給法中改正ノ件

恩給法中左ノ通り改正ス

一、第五十八條第一項第一號但書中『教育職員トシテ恩給ヲ受クル者再ヒ教育職員トシテ就職スルトキハ、再就職シテ受クル、現時ノ俸給ト普通恩給トヲ合シタル金額、退職當時ノ俸給額ヲ超過スルトキハ其ノ差額ニ限り支給ヲ停止ス』ヲ追加ス

二、第六十二條第三項中『小學校ニ類スル各種學校ノ教育職員』ノ下ニ『若ハ府縣市師範學校訓導府縣視學又ハ從來ノ郡視學』ヲ加フ

三、第九十九條 削 除

附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

參 照

第五十八條 普通恩給ハ之ヲ受クル者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ間之ヲ停止ス

一、公務員又ハ第四十二條第一項第一號ニ規定スル宮内職員トシテ就職スルトキハ就職ノ月ノ翌月ヨリ退職ノ月迄但シ實在職期間一月未滿ナルトキ、軍人以外ノ公務員トシテ恩給ヲ受クル者陸軍若ハ海軍ノ兵卒トシテ就職スルトキ又ハ準士官以下ノ軍人若ハ準軍人トシテ恩給ヲ受クルセノ軍人以外ノ公務員トシテ就職スルトキハ此ノ限りニ在ラス。

第六十二條 第三項

前項ノ場合ニ於テ其ノ在職年中ニ小學校實業補習學校、幼稚園又ハ盲聾學校其ノ他ノ小學校ニ類スル各種學校ノ教育職員トシテ勤續在職年十五年以上ノモノヲ含ムトキハ其ノ勤續在職年中十五年ヲ控除シタル残リノ勤續在職年一年ニ付退職當時ノ俸給年額ノ百五十分ノ一ノ割合ヲ以テ之ニ加給ス

第九十九條 第五十八條ノ規定ハ教育職員及教育其ノ他ノ教育事務ニ從事スル文官ニ付テハ當分ノ内之ヲ適用セス其ノ退職料又ハ恩給ノ停止ハ仍從前ノ例ニ依ル但シ教育職員及教育其ノ他ノ教育事務ニ從事スル文官學習院ノ職員ト爲リタルトキハ此ノ限りニ在ラス

前項ノ規定ノ施行セラル、期間内ニ屬スル教育職員ノ在職年ト教育其ノ他教育事務ニ從事スル文官以外ノ公務員ノ在職年トハ互ニ之ヲ通算セス仍從前ノ例ニ依ル教育職員ノ在職年ト第四十二條第一項各號ニ掲タル在職年トノ間ニ付亦同シ學習院ノ職員トシテノ在職年ニ付テハ此ノ限ニ在ラス。以下省略

そして一方各政黨の代議士に書面を發送して、來二月十五日、衆議院内の燕樂軒に集つて貰ふことを

頼んで置きました。そして山樹代議士は一恩給局や、文部當局と會見し、兩者の意志のある所を確めることを受合つて下さいました。

四

愈々二月十五日となりました。倉橋氏と私とそれに門田氏と三人で衆議院に出かけました。代議士側は山樹氏の盡力で、政友會からは加藤知正氏、政友本黨からは藏園三四郎氏、新正クラブからは増田義一氏、それに憲政會の山樹氏を加へて各政黨から一名づゝ御出でを願つた譯です。實業同志會からは、古林（喜代太）代議士が御出席になる筈でしたが、病氣の爲にそれが出來なかつたのは遺憾であります。

席が整ふて後、私は御苦勞を願つた趣旨を簡單にお話申上げて後、前に掲げた法律の改正案を呈し、門田氏からその内容について詳細に説明せられました。これに對して山樹代議士は恩給局を訪問せられた時の同局の意見を、左の如く語られました。

恩給局では、右改正案の第一項の所謂差額停止の問題は同意し兼ねる。なるほど教育職員としては、恩給法制定以前からの既得權ではあるが、若しこれを承認することとなれば、巡査もこれと同様のことにしなければ、釣合が取れない。第二項も亦不同意である。何となれば、師範學校訓導はとにかくとして、縣・郡視學は名譽ある吏員なれば、勤績と見做すことは到底出來ない。但第九十九條の二項

の下段にある、第四十二條第一項各號に掲ぐる云々（註、これは保母の恩給に取りては最も大切な條項で、その第一項の中、第四號には、「准教育職員引續き教育職員と爲りたるときは、教育職員の就職に接續する其の勤續年月數の二分の一に相當する年月數」を、在職年に通算すると云ふ規定であります。）の所は、文部省の同意さへあれば削除しても宜しい。

と云ふことでありました。

以上の説明で出席の各代議士諸君は、若し改正法律案を提出して、政府が同意しなかつた場合には何の役にも立たないから、むしろ一步々々攻めて行くと云ふ方針で、本年は先づ準教職員の勤續を認むると云ふ意味を以て、第九十九條第二項の下段を削除する案だけを提出する方が、賢明なやり方かも知れない。しかし又全體を議決して置けば、次ぎの恩給法改正の際にも、大に参考ともなるから、全く無駄でもない。何れにしても猶各派から委員を出して研究した上、何れかを取ることにしようと云ふことになつて散會致しました。

以上の如き経過を以つて恩給法改正の運動は進展しつゝあるのであります。何れこの議會には遠からぬ中に、改正法律案が何等かの形式を以て、提出せられること、存じます。猶、右の改正法律案が、衆議院を通過すれば、貴族院の方は、澤柳帝國教育會長の周旋によりて、何等かの運動をなすように考へて居ます。因に、聯合保育會の方で作製した恩給法改正法律案の理由書を、御参考の爲に、左に掲げて

置きます。これを熟讀下さいますれば、教育職員に關する恩給法改正の要點はスッカリお分りになると存じます。尤もこの理由書は前掲の改正案と共に、門田氏の立案に成つたものであります。我々は深く同氏の厚意に感謝致します。

五

恩給法改正案理由書

一、第五十八條に教育職員としての普通恩給を受くるもの、再び教職員として就職したる場合は恩給はこれを差額停止するものとの規程を設くるの件。

イ、現行恩給法に於ては同法第九十九條削除の結果は教育職員としての普通恩給を受くるものが再就職したるときは普通恩給は全額停止となる、然るときは舊退隱料法以來（明治四十年）長年月の間教育職員にのみ與へられた、恩給法上の利益（期得權）を毀損することとなる、從來貧弱なる町村が恩給受給なる優良教員を低俸給に雇ひ得たるもののが、今後不可能となり、延いては町村財政にも多大の影響を及ぼすものである、依て從前通り教育職員の恩給は差額停止を必要とするものなれば第五十八條にこれが規程を設くる要がある。

ロ、現行恩給法は從來の官吏恩給法、軍人恩給法、市町村立小學校教員退隱退料及遺族扶助料法等を整理統一したるものであるが、併し其の規程内容に於て恩給法上の利益を各種公務員と同一とな

し得なかつたことは勿論である。既得権乃至は期得権はどこまでも尊重した立法である。これを例へば普通恩給の基礎在職等に於ても、從來の法規を其のまま踏襲した、即ち舊法に於ける巡查看守新法の所謂警察監獄職員は十年、軍人が十一年、文官教育職員が十五年、何等の變りなく、尙又公務員の國庫分納金についても、内地町村立小學校教員は納金義務がないが、殖民地の小學校教員中等教員はあり、文官はあつて軍人はないのである、これ等は其のところに區別する合理的の理由があるのでなくて、只舊法の其のままを踏襲したに過ぎない。

斯の如く現行恩給法が既得権期得権を尊重するものなれば、學校職員の差額停止のことも明治四十年又は四十一年以來（注一）學校職員の恩給法上認められた利益であるから、これを今更褫奪するの理由はないのである。

六、在職年の通算關係に於て、他の公務員と同一になつた以上は再就職の場合の恩給停止も、他の公務員と同様に金額停止すべきであつて、これを教育職員ひとり、差額停止せよとは他の公務員との權衡を失するものであると、一見考へられ得るも、思ひを教育の愛情にいたせば然らざる所由も自ら明らかとなるのである、蓋し世に公平、平等が強張せられつゝある今日特權階級をつくらざるやうにすることは立法者の特に注意せねばならぬことであらう。然し公平、平等といふことは物の同一を意味するものではないことにも又深く注意せねばならぬ。

故にすべての場合に各種公務員を同一にせねば、公平權衡を失するものであるといふことはいひ得ない、教育職員として特殊の事情の存するものには、この特殊の事情に適合した規定を設けることが立法上當然のことである、従つて學校教員の再就職の如く他の公務員の其れと比較して、再就職を必要とする場合の多きこと又再就職の俸給額の比較的低俸給たること等の事情のあることには特殊の取扱ひをなすことも宛ち權衡するとは謂はれまい。

二、第六十二條第三項に府縣市師範學校訓導、府縣視學、從來の郡視學等を加へて初等學校職員としての勤續在職年に對する再加給を受くる機會を多く與へることの件。

イ、從來の市町立小學校教員退隱料及び遺族扶助料法では、初等學校に十五年以上勤續在職したもののが再び就職したときは、再在職年はこれと勤續在職年と看做され、且つ府縣郡視學の在職をも勤續在職年に通算されたのである。

然るに現行法に於ては、これを勤續在職年と認めないことは勿論、初等又は中等學校職員としての勤續再加給率の附せられる勤續在職年は、いたつて狹義に規定せられてゐる、從て初等中等學校職員の恩給法上の唯一特權たる勤續再加給の利益を受くる機會は、いたつて制限せられてゐるのである。特に從來の法規に於て認められた府縣郡視學の在職年を除外することは既得権の侵害であつて許さるべきことである。

遠にこれが救濟をなすと同時に師範學校の訓導は今日に於ては、市町立小學校訓導と何等區別さるべき理由が存せぬので、これも加ふる要があるのである。

三、第九十九條 削除の件

イ、恩給制度改善に關する原案を見るに、現行法第九十九條に關しては何等詮議せられてゐないやうであるが、これは最早何等議論なく削除に決定してゐるといふなれば、いざ知らず、然らざる限り吾人は茲に恩給法自體から考へても亦受給者たる教育職員の立場から見ても一日も早く削除すべき規定であることを確信するものである。

ロ、蓋し大正十二年の恩給法の大改正は恩給率の増加と法規の整理統一とが改正の二大眼目であつたことは、當時政府の聲明するところである、かく法規の統一整理を改正の主眼としながら附則第九十九條の天側規定を設けし教員職員の恩給を例外に置いたことは吾人の意に解すること能はざる點である。

これ恩給法それ自體の破壊でなくて何であらう。換言すれば第九十九條は恩給の自殺規定であるといつても過言ではあるまい。改正法實施の今後にも尙、普通恩給の併給公務員各職間の在職年の不通算、且つは準教育職員の在職年不通算といふが如きことの存置することは、恩給法改正の趣旨に悖るものではなからうか。

ハ、次に受給者たる教育職員から第九十九條を考察すれば、改正恩給法が各種公務員の相互間の在職年の通算を認める原則に立つたがため、文官、軍人、警察監獄職員、待遇職員等の通算に於て不妙これが利益を受けてゐるにも拘らず、獨り學校職員のみが、從來と異なることなく依然として僅かに教育文官とのみしか通算が認められることは、普通恩給を受くる機會を奪ひ、恩給法上の利益著しく毀損せられるものである、不權衡も甚だしいものと謂はねばなるまい。この不權衡からして社會的悲劇が演せられてゐることも耳にするのである。(注三)

ニ、且つ又改正恩給法の第四十二條の規定を設けて、新に準公務員の在職として、公務員の在職年(一定條件のもとに)通算することになった、然るに第九十九條の規定のため準教育職員の在職年のみが通算されないことは、獨り他の準公務員との權衡を失するといふだけでなく、由々敷き社會問題ではなからうか。

蓋し準教育職員は他の準文官、準軍人と異なつて其の員數に於ても且つ又其の大多數は在職年中資格を得て引き續き教育職員となるのである。此の如くその在職年數に於て比較的多數長期に亘るものである(注四)

猶ほ一步進んで考へて見るに雇員、傭人の在職年すらも公務員の在職年に通算して然るべきであるとの訴ある今日其の職務に於て教育職員と大差なき準教育職員の在職年を恩給法上無價値のものとするは、恩給制度の精神に反するもので準教育職員に對して餘りに残酷の仕打ちではなからうか。以上